境港管理組合告示第８号

令和６年度において境港管理組合が発注する鳥取県属地に係る建設工事（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第２条第１項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の一般競争入札（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第 372 号）の適用を受けるものを除く。以下同じ。）又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）、その登録申請手続等について次のとおり定めたので、告示する。

令和５年 12 月１日

境港管理組合管理者　平井　伸治

１　入札参加資格

入札参加資格は、入札への参加を希望する建設工事の種別（別表に定めるところによる。）ごとに、令和６年度において鳥取県の建設工事に係る入札参加資格を有している者に対して付与する。

２　申請手続

（１）　提出書類

入札参加資格の付与を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出すること。

ア　令和６年度境港管理組合建設工事入札参加資格登録申請書（様式第１号－１）

イ　鳥取県に提出した「令和６年度鳥取県建設工事入札参加資格審査申請書（様式第１号）」の写し

ウ　鳥取県に提出した「入札参加資格希望票（様式第２号）」の写し（ただし、境港管理組合の建設工事において希望しない工種がある場合は、該当欄に「×」を朱書すること。）

エ　登録通知書返信用封筒（長形３号封筒に宛先を記入し 84 円切手を貼付すること。）

オ　入札の参加等の権限の委任状（県外に本店を有する者であって、年間を通じて委任する場合に限る。）

（２）　提出期間、時間及び認定時期

ア　令和６年４月認定

令和５年 12 月１日（金）から令和６年２月 29 日（木）までの日（境港管理組合の休日を定める条例（平成元年境港管理組合条例第７号）に規定する境港管理組合の休日（以下「休日」という。を除く。）の午前９時から午後５時まで。

イ　令和６年７月認定

令和６年５月１日（水）から同月 31 日（金）までの間（休日を除く。）の午前９時から午後５時まで。

ウ　令和６年 10 月認定

令和６年８月１日（木）から同月 30 日（金）までの間（休日を除く。）の午前９時から午後５時まで。

（３）　提出方法

（４）の提出先に持参し、又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者又は同条第９項に規定する特定信書便事業者（以下「信書便事業者」という。）による同条第２項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出すること。

なお、郵便又は信書便による提出は、書留郵便又は信書便事業者の提供する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものによることとし、（２）の提出期限の末日までに到着したものに限り受け付ける。

（４）　提出先

境港管理組合総務課（〒684-0004　鳥取県境港市大正町 215 番地　電話 0859-42-3705）

（５）　資格に係る変更届

提出した書類の内容に変更を生じた場合は、次に掲げる書類を速やかに提出すること。

ア　令和６年度境港管理組合建設工事入札参加資格登録申請事項変更届（様式第２号－１）

イ　鳥取県に提出した「令和６年度鳥取県建設工事入札参加資格審査申請事項変更届（一般）（様式第 14 号）」の写し

ウ　入札の参加等の権限の委任状（県外に本店を有する者であって、年間を通じて委任する場合に限る。）

エ　変更内容により別途依頼する書類

３　更生会社又は再生会社の入札参加資格

令和５年 10 月１日以後に会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の決定が行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の決定が行われた者については、当該更生手続開始の日又は当該再生手続開始の日を審査基準日として入札参加資格を付与するものとする。この場合において、その者に既に入札参加資格が付与されているときは、入札参加資格の再認定を申し出なければならない。

４　入札参加資格登録の結果通知

入札参加資格登録の結果については、文書により通知する。

５　入札参加資格の有効期間

入札参加資格を付与された日から令和７年３月 31 日までとする。